

特 記 仕 様 書

適用範囲

(適用範囲)

本特記仕様書は、榎島関連面整備（清水その3）電気機械設備等設置工事（以下「本工事」という。）に適用する。

総則

(総則)

本工事は本特記仕様書、工事設計書、設計図に基づき、これらに記載された機器類を製作して、発注者の性能試験又は、社内性能試験による書類検査に合格した後、現地搬入の上、試験運転を行うものとする。

本工事は本特記仕様書によるほか、

<宇治市>

「土木工事共通仕様書（案）」（以下「宇治市共通仕様書」という。）

「土木工事施工管理基準」

「宇治市下水道建設技術基準（施工編）」

「工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」

<近畿地方整備局>

「土木工事共通仕様書(案)」 「土木工事施工管理基準」

「土木請負工事必携」

<京都府>

「土木工事共通仕様書(案)」（以下「京都府共通仕様書」という。）

「土木工事施工管理基準」 「土木請負工事必携」

<公益社団法人 日本下水道協会>

「下水道土木工事必携(案)」

<日本道路協会>

「舗装再生便覧」

<下水道事業団>

「電気設備工事必携」 「電気設備工事一般仕様書・同標準図」

に基づき施工すること。

工事の着手

(着工日の定義)

工事に着手する日（着工日）とは、現場事務所の設置（工事区域に設置する場合のみ）、資機材の搬入、仮設工事、測量調査、家屋調

査など、現地にて調査を開始する日とし、踏査や沿道の写真撮影などの行為は工事着手にはあたらないものとする。なお、舗装版切断や掘削作業など作業を開始する日は「施工着手日」とする。

工事の着手及び施工の着手にあたっては、地元住民への周知を行わなければならない。

（作業休日）

工事における作業休日は、土曜日、日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日までの6日間を見込んでいる）とする。なお、祭事など地域の行事については極力協力し、必要に応じて作業を休止するものとする。

（週休2日制工事について）

- 1 本工事は、発注者と受注者の双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する週休2日制工事である。
- 2 週休2日制工事の実施は、「宇治市週休2日制工事試行要領（土木工事）」に基づき実施すること。
- 3 実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、月単位の週休2日が確実に確保できるよう発注者と受注者の間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行うこと。

なお、月単位の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、工事打合簿によりその理由を監督職員に報告すること。

- 4 予定価格には月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じているが月単位の週休2日に満たない場合は、契約書第24条の規定により、各経費に乗算する補正係数を通期の週休2日を達成した場合の補正係数に変更するものとする。

また、通期の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、各経費に乗算する補正係数を1.00に変更するものとする。

- 5 月単位の現場閉所日数及び達成状況を工事月報の記事欄へ記載すること。
- 6 月単位又は通期での週休2日を達成したと認められた場合、工事成績評定において加点する。
- 7 受注者は、国土交通省が近畿地方整備局管内で建設業のさらなる働き方改革推進のため取り組んでいる毎月第2・第4土曜日の建設現場一斉閉所に努めるものとする。

施工体制台帳及び施工体系図 (施工体制台帳及び施工体系図の記載)

受注者は、施工体系図に、すべての下請負業者及び警備業者を必ず記載すること。ただし、警備業者については、施工体制台帳を省くことができるものとする。

受注者相互の協力 (関連工事の調整)

本工事区間において、榎島関連面整備（清水その3）管渠建設工事を施工しているため、工事完成検査終了後に着手すること。

なお、施工中の榎島関連面整備（清水その3）管渠建設工事は令和8年1月末頃に完成予定である。もし、関連工事の完成が遅れた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

建設副産物 (特定建設資材の分別解体)

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（(平成12年法律第104号)。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「特約条項 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

①分別解体等の方法

解体方法 工程ごとの作業内容及び	工程	作業内容	分別解体の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

	④本体構造	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他（ ）	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

②再資源化等をする施設の名称及び所在地

建設副産物	受入場所	受入時間	その他受入条件	距離
アスファルト塊	株式会社玉井道路	日曜・祝日を除く 毎日 8 時～17 時 22 時～4 時	50cm×50 cm以下に限る。 ゴミ等の混入は厳禁。	1.0 km

※上記②については、積算上の条件明示であり、再資源化施設等を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りでない。

（舗装版切断作業時に発生する排水処理）

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、適正に処理するものとし、必要な経費については、監督職員と協議の上、監督が必要と認めた場合は、設計変更の対象とする。

ここで、「適正に処理」する際には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正な処理のために必要な廃棄物情報(成分や性状等)を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は、提示しなければな

らない。

（建設発生残土の搬出）

- 1 建設発生土については、株式会社京都夢産業に運搬するものとする。

なお、一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社において、受入れが可能となった場合には、処分先を一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社に変更するものとする。これに伴う残土処分費（運搬費含む）及び土壌調査費については設計変更の対象とする。

- 2 前条に関しての受入条件は、下記のとおりとする。

これにより難い場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。

（1）受入不適なもの

ゴミ・ガラ等異物混入土及び汚染土壌の場合。

建設副産物	受入場所及び連絡先	受入時間	その他の受入条件	距離
建設発生土	株式会社京都夢産業	8 時 00 分～17 時 00 分	受入休止日 日曜日、祝日	4.3 km

※上記については、積算上の条件明示であり、受入施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りでない。

（残土及び産業廃棄物に関する書類の提出）

受注者は、「残土処理計画書（報告書）」及び「廃棄物処理計画書（報告書）」及び添付書類を提出すること。なお、添付書類は以下によるものとする。

	残 土 処 理	廃 棄 物 処 理
計画	○残土処理計画書	○廃棄物処理計画書

	○処分地の位置図及び経路図	○処分地の位置図及び経路図
		○産業廃棄物処理処分業許可書の写し (指定した処分地と同じであれば不要)
		○収集運搬を委託する場合 産業廃棄物収集運搬業許可書の写し (自己運搬処理であれば不要)
	○土質調査費を設計計上している場合 土質試験結果の写し	○産業廃棄物処理委託契約書の写し ◆自己運搬処理の場合 ・排出事業者と処理業者の契約書の写し ◆委託運搬処理の場合 ・排出事業者と処理業者の契約書の写し ・排出事業者と収集運搬業者の契約書の写し
	○「契約書の写し」または「受入承諾書」	
	○仮置きする場合 ・現場～仮置場～処分地の経路図 ・打合せ簿 仮置き場の住所 搬出車両の最大積載量	○仮置きする場合 ・現場～仮置場～処分地の経路図 ・打合せ簿 仮置き場の住所 搬出車両の最大積載量
変更	○指定地処分で処分地の変更が生じた場合 ・打合せ簿 処分地の名称・所在地	○指定地処分で処分地の変更が生じた場合 ・打合せ簿 処分地の名称・所在地
	○当初計画から数量のみの変更の場合 ・変更計画書は不要	○当初計画から数量のみの変更の場合 ・変更計画書は不要

	○当初計画書から処分地が変更の場合 残土処理変更計画書 ・処分地の位置図及び経路図 ・「契約書の写し」または「受入承諾書」	○処分地の変更（当初計画書からの変更） ・廃棄物処理変更計画書 ・処分地の位置図及び経路図 ・産業廃棄物処理処分業許可書の写し ・産業廃棄物処理委託契約書の写し ○運搬方法の変更（当初契約書からの変更） ・廃棄物処理変更計画書 ・産業廃棄物収集運搬業許可書の写し ・産業廃棄物処理委託契約書の写し
報告	○残土処理報告書 ○受入証明書 （受け入れたことを証明する書類） ※運搬チケットの写し等は不要 ○写真 ・処分地 ・仮置きがある場合は仮置場	○廃棄物処理報告書 ○「運搬管理表」または「マニフェストの写し」 ※マニフェスト原本は検査時に提示・マニフェストで積載重量が確認出来ない場合は伝票等 ○写真 ・処分地 ・仮置きがある場合は仮置場 【自己運搬処理の場合】 ・産業廃棄物運搬車、業者名 【委託運搬処理の場合】 ・産業廃棄物運搬車、業者名、許可番号

（再生資源利用計画）

「宇治市土木工事共通仕様書（案）第 24 条 建設副産物 4.再生資源利用計画」については、以下のとおり読み替えるものとする。
受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令

等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

（再生資源利用促進計画）

「宇治市土木工事共通仕様書（案）第 24 条 建設副産物 5.再生資源利用促進計画」については、以下のとおり読み替えるものとする。

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

（再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等）

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

（建設発生土の運搬を行う者に対する通知）

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「第 3 条再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「第 4 条再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

（建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等）

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から

請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

（計画書及び実施書の様式及び保管）

「宇治市土木工事共通仕様書（案）第 24 条 建設副産物 8.計画書及び実施書の様式及び保管」については、以下のとおり読み替えるものとする。

○国土交通省ホームページ公開「再生資源利用[促進]計画様式（建設リサイクル報告様式兼用）」

上記に掲載の再生資源利用〔促進〕（計画書・実施書）（EXCEL 形式）を使用し、自社で工事完成后 5 年間保管し、計画書 1 部、実施書 1 部及び上記ホームページに掲載の様式を用いて作成した電子データを監督職員に提出するものとともに、再生資源利用促進計画書を公衆の見えやすい場所に掲示する。（建設副産物情報交換システムを利用の場合は、計画書 1 部、実施書 1 部を提出するものとする。）

（産業廃棄物の仮置き）

産業廃棄物を仮置きする場合は、「京都府条例」・「条例施行規則」を遵守しなければならない。

（産業廃棄物税）

平成 17 年 4 月 1 日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいる。

施工機械
(運搬)

（施工機械 運搬）

本工事の建設副産物及び建設発生土については、下表の運搬機械で計上している。

なお、実情と異なる場合は、監督職員と協議の上、監督職員が必要と認めた場合は設計変更の対象とする。

建設副産物等	機 械 名	規 格	備 考
アスファルト殻運搬	ダンプトラック	2t	
残土運搬	ダンプトラック	2t	

監督職員による
検査及び立
会等

(段階確認・立会確認)

受注者は、別紙1の工種及び監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認（立会確認）を受けなければならない。

段階確認は「段階確認書」（様式 16-1）、立会確認は「立会確認書」（様式 17-1）によるものとする。また、「段階確認」及び「立会確認書」（確認を含む）には確認内容が把握できる写真を添付すること。

立会確認において、埋設物管理者との立会いが必要な場合は、受注者が各埋設物管理者に立会いを求めるものとし、実施内容（立会者、立会資料、立会写真）を添付し、監督職員に提出するものとする。ただし、段階確認・立会確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。立会確認の実施時期及び実施箇所については、占有者との協議結果等により監督職員が定め工事打合簿（様式 7-1）にて通知するものとする。また、通知した内容については、施工計画書に記載し、監督職員の確認を受けること。

(材料確認)

受注者は工事に使用する材料は、監督職員の確認を受けなければならない。材料確認は「材料確認書」（様式 15-1）によるものとする。また、「材料確認書」には、確認内容が把握できる写真を添付すること。ただし、材料確認の実施時期及び実施材料は監督職員が定めるものとする。

施工管理

(品質管理試験)

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載される「必須」項目を実施し、「その他」の項目については、下表及び監督職員の指示により実施するものとする。なお、これにかかる費用は共通仮設費に積み上げ計上している。

品質試験項目

工 種	種 別	試験項目	試験頻度	試験方法
-----	-----	------	------	------

砂基礎（再生コンクリート砂）	材料	六価クロム溶出試験		環境庁告示第 4 6 号
----------------	----	-----------	--	--------------

（規格値）

品質及び出来形の規格値は、土木工事施工管理基準及び規格値、下水道土木工事必携(案)によるものとするが、次の工種については、下表のとおりとする。

①品質規格

工 種	項 目	規 格 値	適 用
砂基礎（再生コンクリート砂）	六価クロム	0.05mg/l 以下	

（写真管理基準）

別表 撮影箇所一覧表に基づき工事写真帳を整理し、工事完成時に提出するものとする。

（安全に関する研修・訓練等の実施）

受注者は、宇治市共通仕様書の第 34 条「工事中の安全確保」の 10 から 12 に規定する安全に関する研修・訓練等において、下請企業及び労働者へのしわ寄せの防止を図る観点から以下の内容の研修を 1 回以上実施しなければならない。

（１）建設工事の請負契約に関すること

（２）労働関係法令に関すること

<研修の参考とする図書等の例>

- ・工事請負契約書（第 51 条）
- ・建設業法令遵守ガイドライン（令和 6 年 12 月 国土交通省）
- ・建設産業における生産システム合理化指針（平成 3 年 2 月 建設省）
- ・新しい建設業法遵守の手引（（財）建設業適正取引推進機構）

（標示板の設置）

受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。

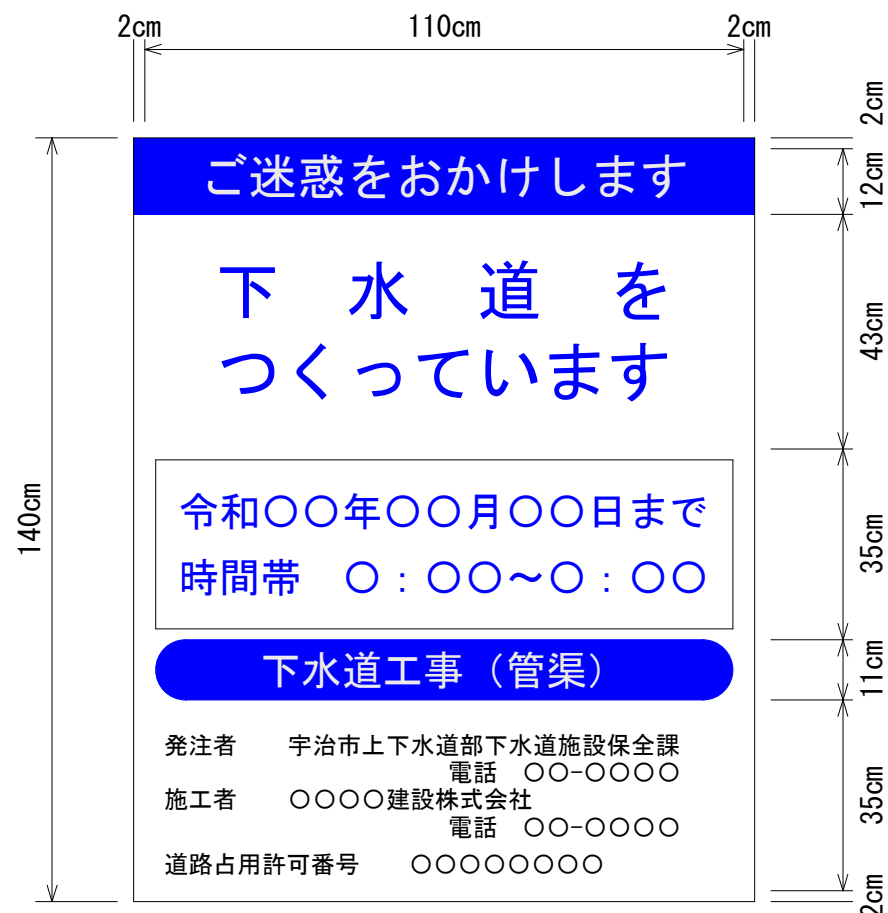
記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

工事内容：下水道をつくっています

工事種別：下水道工事（管渠）

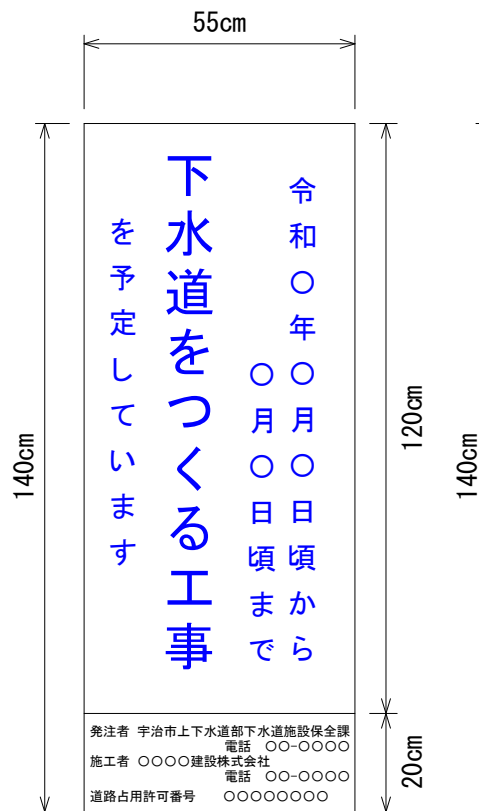
(標示板の記載例)

〔工事標示板〕

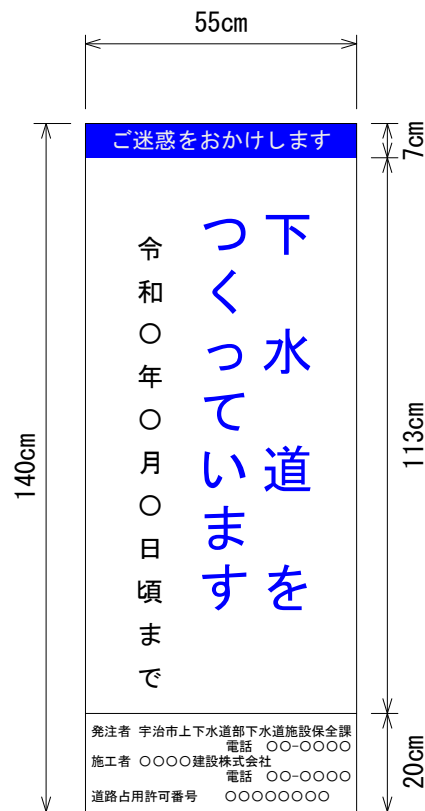


設置位置	・工事区間の起終点に設置する。 ・車線規制を行う場合は、規制区間の起終点にも設置する。 ・ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないように設置する。
設置期間	・路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。
規格 色彩 等	・「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇工事」等の工事種別は、青地に白抜き文字とする。 ・「〇〇をしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。 ・工事種別、工事内容については、例のとおりとする。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・縁の余白は、2cm、縁線の太さは、1cm、区画線の太さは、0.5cmとする。 ・道路上に設置する場合は、必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。 ・道路上に設置する場合は、必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。

〔工事情報看板〕



〔工事説明看板〕



【工事情報看板】

設置 期間	・路上工事を開始する1週間以上前から路上工事を開始するまでの期間設置する。
設置 位置	・予定されている路上工事に関する工事情報を歩行者、遠藤住民へ提供するため、歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格 色彩 等	・色彩は、「令和〇年〇月〇日頃から」、「〇〇〇を〇〇する工事を予定しています」等の工事内容については、青色文字とする。 ・工事内容については、例のとおりとする。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路上に設置する場合は、必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けけること。
適用	・1日で完了する簡易な工事、歩道のない箇所については、設置しない。 ・設置の要否は、沿道環境を考慮し個別に判断すること。 ・工事開始時に速やかに撤去すること。

【工事説明看板】

設置 期間	・路上工事を開始から路上工事を完了するまでの間設置する。
設置 位置	・実施されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、工事情報看板に代えて歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格 色彩 等	・色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については、青地に白抜き文字とする。 ・「〇〇〇を〇〇しています」等の工事内容については、青色文字とする。 ・工事内容については、例のとおりとする。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路上に設置する場合は、必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けけること。
適用	・1日で完了する簡易な工事、歩道のない箇所については、設置しない。 ・設置の要否は、沿道環境を考慮し個別に判断すること。

工事中の安全 確保	(熱中症による労働災害の防止) 「WBGT28 度以上又は気温 31 度以上の環境下で連続 1 時間以上又は 1 日 4 時間を超えて実施」が見込まれる作業を行う場合、労働安全衛生規則に基づき、以下の対応を交通誘導等を行う警備業従事者も含め実施すること。また、実施内容を施工計画書に記載のうえ、事前に監督職員へ提出すること。 (1)「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知 (2)熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速にかつ的確な判断が可能となるよう以下の内容の作成及び関係作業員への周知 ①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等の連絡体制 ②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順 なお、周知の対象は本工事現場全体とし、実施にあたっては、以下の資料を参考にすることとする 京都府HPリンク：建設現場における建設業従事者及び警備員の熱中症予防対策の強化について（要請）
環境対策	(低騒音型の使用) 本工事の施工に当たっては、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機発第 58 号）に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図る地域であるため、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成 9 年度建設省告示第 1536 号）に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。 ただし、これにより難しい場合は、必要書類を提出し監督職員と協議するものとする。 上記において、「これにより難しい」とは、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めない。 なお、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の「'97 ラベル」が確認できる写真を監督職員に提出するものとする。また、「旧基準'89 ラベル」の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため建設機械メーカーに確認し、「新基準'97 ラベル」に貼替えを行うこと。

(公害対策)

- 1 本工事の施工については、通常の施工法によるものとしているが、万一公害等が生じたり、または生ずる恐れがある場合は、監督職員と協議するものとし、監督職員が必要と認めた場合は、設計変更の対象とする。
ただし、受注者の施工上の欠陥による場合はこの限りではない。
- 2 工事の施工に際して騒音規制法及び振動規制法に基づく規制を受け、新たに騒音防止の対策が必要な場合や、振動の規制に関する対策が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、監督職員が必要と認めた場合は、設計変更の対象とする。

(環境等の保全)

- ・工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。
- ・原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。
建設資材：「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等
建設機械：「エネルギーの合理化に関する法律（省エネ法）」に規定されている「エネルギー消費効率に優れたガソリン貨物自動車」等
- ・調整池（沈砂池）の設置や大規模な裸地の出現防止のため段階的に工事を行う等、流末の水環境の保全を図ること。
- ・地域における伝統的行祭事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。

(仮設トイレの設置)

受注者は、工事の施工にあたって仮設トイレを設置するよう努めなければならない。設置出来ない場合は代替となる方法を講じなければならない。

交通安全管理

(安全対策費)

安全対策については、昼間：交通誘導警備員 18 人を計上しているが、道路管理者及び所轄警察署の打合せの結果により変更等が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、条件変更及び受注者にて特に必要と認めた場合は、その対策等について設計図書に関して監督職員と協議するものとし、監督職

員が必要と認めた場合は、設計変更の対象とする。なお、これにかかる費用は仮設費に積み上げ計上している。

（安全施設類）

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い実施するものとする。

なお、打合せの結果または条件変更等に伴い、道路保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

受注者は、施工に先立ち作成する施工計画書に、安全施設类等設置計画を作成し、監督職員に提出すること。

また、受注者は、工事期間中の安全施設类等の設置状況が判明できるよう写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

（支障物件等）

本工事区間内の支障物件は下表のとおりである。受注者は各管理者との調整を十分行うこと。

支障物件	管理者	位置
水道管（市）	宇治市	No.12 人孔付近
雨水管（市）	宇治市	No.12 人孔付近
電柱・支線・架空電線	関西電力	No.12 人孔付近

※記載がない場合においても埋設物の有無の確認を行うこと。

（占用物件等）

本工事前に地下埋設物等の支障物件について調査し監督職員に報告すること。

なお、工事に支障がある場合は施工方法、工程について協議を行う。

施工時期及び
施工時間の
変更

(施工時間)

工事の作業時間は、原則として 9：00～17：00（昼間）を厳守すること。ただし、道路管理者・所轄警察署・地元等との協議により変更する場合がある。

保険の付保及
び事故の補償

(建退共の提出書類)

受注者は、下記の書類を発注者に提出しなければならない。

提出書類	提出時期	摘 要
掛金収納書の写し	契約時	
建退協運営実績報告書	完成時	
労働就労日報	完成時	
受払簿	完成時	契約工期 3 ヶ月以上
適用標識（シール）の掲示	施工中	写真確認
辞退届	随時	建退共対象者延人数が 0 人となる場合

(請負業者賠償責任保険の加入)

受注者は、工事遂行中に他人の身体もしくは財物に損害を与えた場合の損害賠償について、「請負業者賠償責任保険」の加入に努めなければならない。加入した場合は、保険証書等の加入が確認できる書面の写しを工事着手日までに監督職員に提出しなければならない。保険の期間は、工事期間（着工から目的物引渡し予定日）とする。

なお、保険金額は、請負金額、工事の種類、規模等により受注者が定めるものとする。また、契約は、工事毎の契約とするかまたは年間に付する総括契約とするかを問わない。

(法定外の労災保険の付保)

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

共通

(任意仮設)

本工事において、工事目的物を施工する上で必要となる仮設は任意仮設であり、標準図（別紙）の仮設標準図は標準的工法を示した参考図である。受注者は、採用する仮設の図面・構造計算書・施工方法等を監督職員に提示し、確認を得なければならない。（参考図により施工を行う場合を含む。）

土工

(再生資材の利用)

本工事については、下表のとおり再生資材を使用する。

ただし、再生材製造工場の都合等により下表の再生資材が困難な場合については、監督職員と協議の上、新材とするものとし、設計変更の対象とする。

資材名	規格	用途	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	路盤	
	RC-40	構造物の基礎	
再生粒度調整砕石	RM-30	路盤	
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン	表層	
再生コンクリート砂	RC-10 もしくは RC-5	防護	

なお、再生資材を使用する場合は、以下により品質が適正であるか確認の上使用するものとする。

- 1) 上表再生資材を路盤材または舗装材として使用する場合は「舗装再生便覧」によるものとする。
- 2) 再生クラッシャーランを基礎材として使用する場合は「舗装再生便覧」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」（平成6年4月11日建設省技調発第八八号）によるものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質の

ものを使用するものとする。

3) 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、レンガ等混入物を有害量含んではない。

盛土工

(発生土の利用)

本工事における埋め戻し材料は、現場発生土(流用土)とする。なお、現場発生土について施工管理で記載している表中の品質管理試験を行い、土質区分を明確にしなければならない。その結果により、埋戻し材料を購入土に変更する場合があります、この場合は、設計変更の対象とする。

なお、試験位置及び箇所数については、監督職員との協議によるものとし、試料採取の際は監督職員が立会わなければならない。

(再生コンクリート砂を使用する場合の環境対策)

再生コンクリート砂を使用する場合は、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果を提出するものとする。

なお、試験方法は、土壌汚染に係る環境基準について(平成3年8月23日付け環境庁告示46号)によるものとする。試料は、使用する再生コンクリート砂として、各工事1購入先当たり1検体の試験を行う。

(アスファルト混合物事前審査制度)

受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定した加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書(認定証、混合物総括表)の写しを提出することによって、アスファルト混合物及びアスファルト混合物の材料に関する品質証明書、試験成績表の提出及び配合設計書、基準密度、試験練りを省略することが出来るものとする。

監督職員の指示があった場合は、土木施工管理基準「品質管理基準」に基づきプラントの自主管理による試験結果一覧表を提出するものとする。

事前調査

・ 測量

(用地境界杭、境界プレート等について)

用地境界杭、プレート、ピン等が施工するにあたり影響を及ぼすと考えられる場合は、事前に測量を実施し、監督職員の確認を受けること。また、工事完了時にそれらの復元を行い、監督職員の確認を受けること。

(街区基準点について)

街区基準点の取り扱いについては、監督職員と協議の上、事前測量及び復元を行うこと。

納品書・納入書等

(納品書・納入書等の提出)

本工事で使用する下表、または、監督職員が指示した材料等について納品書・納入書等の原本若しくは、その写しを提出し発注数量との対比を行うこと。

資 材 名	規 格	適 用
再生クツシャーソ	R C - 4 0	路盤材、構造物基礎
再生粒度調整碎石	R M - 3 0	路盤材
再生加熱アスコン混合物	各種	表層
レディミストコンクリート		
交通誘導警備員		

その他

(個人情報の保護)

個人情報の取扱いには、十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めること。また、発注者から提供された個人情報が記載された資料等は、目的外の使用を禁止し、目的完了後、直ちに返却すること。万が一個人情報漏洩した際は、速やかに監督職員に報告するとともに、受注者が責任を持って対処すること。

(完成図書)

完成図書には、宇治市の定める書式により次の下水道施設引継図書が含まれており、完成図書として、工事完成日には提出すること。
なお、下水道施設引継図書とは下記の内容のものとする。

・下水道施設引継書

①出来形図 ②使用機器完成図 ③検査成績書 ④取扱説明書 ⑤保証書 ⑥工事写真

(完成図書の作成方法等)

本工事は、完成図書の作成方法や整理方法等について、監督職員と協議しなければならない。

(関係機関協議)

関係機関との協議及び地元調整、事業の損失補償は、受注者が責任をもって対処すること。

(地元説明会)

工事に関する地元説明会が必要な場合は、受注者は、これに必要となる説明資料を事前に作成し監督職員の承諾を得たうえで、説明会で説明しなければならない。なお地元説明会の開催については、町内会等との調整により実施の有無を決定する。説明会を実施しない場合についても、同等の説明資料を各戸に配布し周知すること。

説明資料の記載事項は以下のとおりとする。

- (1) 工事名・工事区域・宇治市の施工担当課・受注業者名・電話番号
- (2) 施工順序・工程・安全施設类等設置計画・通行規制
- (3) 資材・材料・掘削土砂の仮置場及び運搬方法・搬入搬出経路（ただし、工事区域または工事近接区域に仮置き場を設置しない場合はこの限りでない）
- (4) 仮駐車場の位置、現場事務所の位置、現場代理人の氏名及び連絡先
- (5) その他監督職員が指示する事項

(現場事務所等の設置)

本工事においては、工事区域内もしくは周辺に現場事務所を設置するよう努めなければならない。

(仮置き場の設置)

本工事においては、仮置き場を設置する場合は、仮置き場周辺の公衆災害の防止も含め周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう努めなければならない。

(外壁・側溝等の現況写真)

施工着手にあたっては、事前に家屋の外壁・外構・側溝等の現況を写真等により記録すること。なお、施工着手はこの記録を監督職員に提出した後とする。

(安全関係)

1. 地下埋設物件については、各占有者との現地立会等により当該物件の位置・深さを確認し、保安対策について十分協議を行い、その結果を反映した施工方法について、工事打合簿により監督職員と協議すること。また、施工中、予想外の埋設物が認められ、事前に取り決めた保安対策が実施できない場合は、監督職員に報告し、その指示を受けて施工すること。なお、他地下埋設物件に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。
2. 架空線（配電線・送電線等）下付近で作業する場合は、労働安全衛生法規則 349 条等により（感電事故防止について）、事前に当該事業者と協議し必要な保安措置を行うこと。

(全般)

1. 受注者は、工事用水及び工事中に発生する地下水、雨水、土砂等を一切既設人孔に流してはならない。また、既設側溝等に放流する場合は、土砂流出防止対策を行うこと。

電気機械等設
備設置

(施工範囲)

本工事の施工範囲は設計、製作、据付、配管、配線及び塗装ならびに試運転、調整、予備試験など一切を行うものとする。また、工事に伴う配管貫通部のはつり復旧など、付帯工事の一切も本工事範囲とする。

なお、鋼管柱などの塗装色については、監督職員と協議の上、決定するものとする。

（施工上の留意事項）

機器の設計、製作に際しては、十分現地調査を行うと共に発注者と協議の上、本特記仕様書に基づいて施工すること。

受注者は本設備の施工にあたり所轄官公署、電力会社及びN T T等に必要な書類の提出及び検査依頼等の手続きを行わなければならない。これらの手続きに必要な諸経費及び設備料は受注者の負担とする。ただし、工事分担金はこれに含まない。

（付属材料費率）

本工事内訳書（電気）の直接材料費における電線管類付属材料の付属材料費率については、1.30（塗装、ボンド材 0.20・端末可とう電線管 0.50・支持材料 0.60）で積算している。

上記以外で施工に必要な付属材料がある場合は監督職員と協議するものとし、監督職員が必要と認めた場合は設計変更の対象とする。

（電気機械等設備）

電気機械等設備については別紙 2 のとおりとする。

（据付工）

据付工の労務費数量については別紙 3 の数量根拠資料に基づいて算出している。

別紙 1 段階確認一覧表及び立会確認一覧表

段階確認一覧表

種 別	確認時期	確認項目	確認の程度
試運転試験	完成時	ポンプ動作確認	1箇所

立会確認一覧表

種 別	確認時期	確認項目	確認の程度
中央監視装置機能確認	完成時	通報試験・対向試験	1箇所
接地抵抗等測定	制御盤設置時	接地抵抗・絶縁抵抗試験	回路毎

別紙 2 電気機械等設備設置

第 1 章 機 器

1.ポンプ

(1) 使用目的

本ポンプは、一般家庭汚水を揚水するものである。

(2) 仕様

型 式	着脱式水中汚水汚物ポンプ（改良型ノンクロックタイプ）
口 径	80mm
吐 出 量	0.260m ³ /min
全 揚 程	5.6m
電動機出力	1.5kW
周 波 数	60Hz
電 圧	200V
起 動 方 式	直入
台 数	2 台

(3) 構造

- (a) 本ポンプは、汚水を揚水するもので水中において連続運転に耐え、振動や騒音がなく、円滑に運転できると共に、特に有害なキャビテーション現象が発生しないような堅ろうな構造とすること。
- (b) ポンプに使用する電動機は、乾式水中形誘導電動機とする。
- (c) ポンプケーシングは内部圧力及び振動等に対する機械的強度並びに、腐食、摩擦を考慮した良質の鋳鉄製品とする。
- (d) ポンプ羽根車は、改良型ノンクロック型良質強靱なる製品とし、固形物の混入に対し堅ろうで詰まりにくい構造とする。また、平衡を十分

取ると共に表面を滑らかに仕上げること。

(e) 主軸は、電動機軸を延長したもので、伝達トルク及び振動に対しても十分な強度を有すること。

(f) 軸受は、十分な支持容量を有し長時間の連続運転に耐え円滑な自己潤滑ができる構造とする。

(g) 軸封部は、メカニカルシールを用い運転中、停止中を問わず異物がモーター内に侵入しないよう中間に軸封油を密封した二段構造とする。

またシール等の取替えは、容易に行える構造とする。

(h) 配管との接続フランジ寸法は、J I S 規格又は J W W A 規格とする。

(4) 使用材料及び塗装

(a) 使用材料及び塗装は次による。

主要材料

ケ ー シ ン グ	F C 200 以上
羽 根 車	S C S 13
主 軸	S U S 420J ₂
ガ イ ド パ イ プ	S U S 304, 20S
吊 上 げ チェーン	S U S 304

塗装

ポ ン プ 本 体	エポキシ系塗装
着 脱 装 置	エポキシ系塗装(ガイドパイプは除く)

保護装置

オートカットまたはマイクロサーマルプロテクタ

(5) 据付け

据付けにあたっては、水準器等によって芯出し調整を行うこと。

(6) 他工事との区分

(a) 別途土木との取合、区分

原則として機器据付に伴うはつり、削孔部分の復旧工事は本工事に含む。

(7) 付属品

水 中 ケ ー ブ ル (20m)	1 式
ポ ン プ 着 脱 装 置	1 式
基 礎 ボ ル ト	1 式
ベ ル マ ウ ス (SUS304)	1 式
ガ イ ド パ イ プ	1 式
ガ イ ド ホ ル ダ	1 式
中間ガイドホルダ	1 式
ポ ン プ チ ェ ー ン	1 式
特 殊 工 具	1 式
その他必要なもの	1 式

第2章 予旋回槽

(1) 仕様

型 式	3 号マンホール用
台 数	1 式
材 質	F R P 製
構 造	分割式

(2) 機能

ベルマウスを取り付けたポンプと組み合わせることにより、汚水を低い水位まで吸い上げ、残留水を少なくし、悪臭の発生を防ぐものとする。

第3章 弁 類

1. 逆止弁

(1) 仕様

型 式	ボール式逆止弁 (JIS 10K)
口 径	80mm
台 数	2 台

(2) 構造

(a) 弁は、閉鎖時に急激な水撃圧に対し十分な耐久力のあるもので、水密が十分に保たれる構造とすること。

(b) 弁体は、開閉作動確実なもので、流水抵抗の極力少ない構造とすること。

(3) 使用材料

弁 箱	SCS13
弁 体	ゴム/NBR程度

2. 仕切弁

(1) 仕様

型 式	ボール式仕切弁 (JIS 10K)
口 径	80mm
台 数	2 台

(2) 使用材料

弁 箱
弁 体

SCS13 程度
SUS304 程度

3. 空気抜き用逆止弁

(1) 仕様

型 式
口 径
台 数

ボール式ねじ込み逆止弁 (JIS 10K)
25mm
2 台

(2) 使用材料

弁 箱
弁 体

SCS13
ゴム/NBR

第4章 バッフル

(1) 仕様

材 質
数 量

FRPまたはSUS
流入管φ250用×1250L 1組
流入管φ250用×1490L 1組

(2) 付属品

バッフル取付バンド

各1式

(3) 機能

水面の波立ちによる水位計の誤動作を防ぎ、また、流入汚水が直接的にポンプ上部に振りかからないように流入口に取り付けるものとする。

第5章 ポンプ制御盤

(1) 制御盤概要

- ・ 盤の主要構造材料は、収納機器の重量、作動による衝撃などに十分耐える強度を有するものとする。
- ・ ドアには鍵を設ける。
- ・ 屋外形は防雨性を有し、雨水のたまらない構造とする。
- ・ 盤類の形状及び寸法は、設計図を参照し、納品図書において決定するものとする。
- ・ 監視装置を設ける。

(2) 制御盤仕様

- (1) 材 質 S U S 製 (t = 2.0 以上)
- (2) 数 量 1 面
- (3) 形 式 ステンレス製屋外装柱型 (引込開閉器一体)
- (4) 寸 法 設計図書を参照し・納品図書において決定するものとする。
- (5) 定格電圧 3 φ 3 W 200 V 1 φ 2 W 100 V 60 H z
- (6) 収納品

- | | |
|----------------------|-----|
| 1) 配線遮断器 | 1 式 |
| 2) 漏電遮断器 | 1 式 |
| 3) 電磁接触器 | 1 式 |
| 4) 3 E リレーまたはサーマルリレー | 1 式 |
| 5) 進相コンデンサ | 1 式 |
| 6) 補助継電器 | 1 式 |

7) タイマー	1 式
8) ヒューズ	1 式
9) 端子台及び内部配線	1 式
10) 盤内照明	1 式
11) スペースヒーター	1 式
12) 換気扇	1 式
13) 非常用電源接続端子	1 式
14) 積算電力計内蔵スペース	1 式
15) 監視装置（N T T一般加入回線）	1 式
16) 制御ユニット	1 式
17) コンセント	1 式
18) バトライト	1 式
19) その他必要なもの	1 式
(7) 取付品	
1) 名称銘板	1 式
2) 電流計	1 式
3) 電圧計	1 式
4) 時間計	1 式
5) 集合表示灯	1 式
6) 切替開閉器	1 式
7) 操作開閉器	1 式
8) 押し釦スイッチ	1 式
9) その他必要なもの	1 式

ポンプ運転制御について

① 水位による自動運転

マンホール内の水位が運転開始水位（HWL）になると、ポンプ 1 台が自動始動し送水する。その後、水位が停止水位まで低下すると自動停止する。

② ポンプの運転方法

運転方法は並列交互運転とする。水位が 1 台目運転開始（HWL）よりさらに上昇し、（HHWL）に達した場合には、2 台目のポンプが追加始動して並列運転を行う。

③ 飛越し運転

運転中にポンプが故障した場合は、待機中のポンプが運転を開始し、故障ポンプが復旧するまで 1 台のポンプで運転を継続する。

④ ポンプの停止遅延

本ポンプ場はスカム対策として予旋回槽を装備している。水位計で LWL 検知後盤内タイマーによる運転を行い、汚水を低い水位まで吸い上げ、残留水を少なくする。

他工事との区分について

（a）別途土木工事との取合、区分

電気設備工事は、動力引込み工事、幹線工事、接地工事、機器据付工事、監視装置などの配線配管調整をすべて本工事に含む。

（b）上記以外に各種官公庁への手続きを行うこと。

（3）監視装置について

1. 概 要

異常発生時に予め設定しておいた通報先（電話、中央監視）へ通報する。また、ポンプの状態、運転・故障履歴等のデータの取込を行い、NTT 回線を介して各種通信端末へデータ転送を行う。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
取 付 場 所	ポンプ制御盤内取付	
入 力 点 数	デジタル 17 点以上 アナログ 4～20mA または 1～5V 切替式	
使 用 回 線	NTT 一般加入回線	
通 報 宛 先	16 ヶ所以上	
通 報 先 種 別	音声・ホスト（親局を設置している場合）	
電 源	AC100V または AC200V、60Hz	
デ ー タ 保 護	メモリバックアップ用電池内蔵	
数 量	1 台	

下記（４）に記載している既設中央監視装置に接続が可能であるものとする。

（４）中央既設監視装置への接続

本市ではポンプ場の運転状態を中央監視装置（東宇治浄化センター内設置）にて遠隔監視を行っている。本工事で設置する機器についても、この中央監視装置へ接続が可能であり、他の機場と同様にポンプ場の一般状態、故障状態、運転記録のデータ取込みが可能なものとする。

尚、本工事のポンプ場追加に伴い既設中央監視装置に追加するものとする。

また、中央監視装置画面に地図画面を追加し、ポンプ場設置位置を表示するものとする。

※東宇治浄化センター：宇治市 木幡 北島 10 番地

※既設中央監視装置(遠隔監視システム G S V -27 P M Ver. 5.0.0.8（新明和工業株式会社製））

第 6 章 引込開閉器盤

型 式

ステンレス製屋外装柱型

内 蔵 品	2 系統受電型 主幹開閉器 (100・200V) 積算電力量計取付スペース
面 数	1 面

第7章 水 位 計

1. 投込式水位計

マンホール内のセンサーにて水位を検知し盤内変換器にて水位検出できるものとする。

(1) 仕様

型 式	投込式圧力水位計
電 源	A C 85V～264V 60Hz
接 点 数	4 点以上
主要部材質	SUS304

(2) 付属品

水位制御ユニット	1式
付属ケーブル (20m)	1式
吊下げチェーン (10m)	SUS304×1 式
台 数	1式

2. フロートスイッチ

フロート（浮子）の転倒によりマイクロスイッチが動作するものとする。

(1) 仕様

出力信号	接点出力
------	------

個数	浮子 1 個
主要部材質	P P 樹脂

(2) 付属品

専用ケーブル (20m)	1式
その他必要なもの	1式

第 8 章 適用法令・準拠規格等

1. 受注者は、機械設備の機器製作及び施工にあたり、下記法令・規格等の最新(改訂)版に準拠すること。

- (ア) 日本工業規格(JIS)
- (イ) 日本電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)
- (ウ) 日本電機工業会規格(JEM)
- (エ) 日本電気技術規格委員会規格(JESC)
- (オ) 電池工業会規格(SBA)
- (カ) 日本水道協会規格(JWWA)
- (キ) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 機械設備工事共通仕様書
- (ク) 建築基準法
- (ケ) 消防法
- (コ) 労働安全衛生法
- (サ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (シ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (ス) 京都府ならびに宇治市関係条例等諸規則
- (セ) その他関係法令規格等

2. 受注者は、電気設備の機器製作及び施工にあたり、下記法令・規格等の最新(改訂)版に準拠すること。

- (ア) 日本工業規格(JIS)
- (イ) 日本電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)
- (ウ) 日本電機工業会規格(JEM)
- (エ) 日本電気技術規格委員会規格(JESC)
- (オ) 電池工業会規格(SBA)
- (カ) 日本水道協会規格(JWWA)
- (キ) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 電気設備工事共通仕様書
- (ク) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (ケ) 電気工作物の溶接に関する基準を定める省令
- (コ) 電気事業法
- (サ) 電気用品安全法
- (シ) 電気通信事業法
- (ス) 内線規程
- (セ) 建築基準法
- (ソ) 消防法
- (タ) 労働安全衛生法
- (チ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (ツ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (テ) 京都府ならびに宇治市関係条例等諸規則
- (ト) その他関係法令規格等

[illegible]

[illegible]

労務費（電気）数量根拠資料（2／4）

・組合試験

[illegible]

労務費（電気）数量根拠資料（3／4）

・材料（電線類）

名称	規格	合計数量 (m)	作業種別	個別数量 (m)	電工 (据付)	採用した歩掛
					労務数量	
低圧ケーブル	600V	6	P&D		歩掛による	下水道用設計標準歩掛表 600V架橋ポリエチレンケーブル 2.6mm (5.5mm ²) 以下 3心 補完率：0.1
			RACK			
			管内	6		
			FEP			
低圧ケーブル	600V	5.7	P&D		歩掛による	下水道用設計標準歩掛表 600V架橋ポリエチレンケーブル 2.6mm (5.5mm ²) 以下 2心 補完率：0.1
			RACK			
			管内	5.7		
			FEP			
低圧ケーブル	600V	16.4	P&D		歩掛による	下水道用設計標準歩掛表 600V架橋ポリエチレンケーブル 2.0mm (3.5mm ²) 以下 3心 補完率：0.1
			RACK			
			管内	3.2		
			FEP	13.2		
制御ケーブル	2C	8.2	P&D		歩掛による	下水道用設計標準歩掛表 制御用ケーブル (CVV, CVV-S) 1.25mm ² 2C 補完率：0.1
			RACK			
			管内	1.6		
			FEP	6.6		
制御ケーブル	3C	8.2	P&D		歩掛による	下水道用設計標準歩掛表 制御用ケーブル (CVV, CVV-S) 1.25mm ² 3C 補完率：0.1
			RACK			
			管内	1.6		
			FEP	6.6		
その他電線	5.5mm ²	2.6	P&D		歩掛による	下水道用設計標準歩掛表 ビニル絶縁電線 (IV) 5.5mm ² 補完率：0.1
			RACK			
			管内	2.6		
			FEP			
その他電線	5.5mm ²	2.6	P&D		歩掛による	下水道用設計標準歩掛表 ビニル絶縁電線 (IV) 5.5mm ² 補完率：0.1
			RACK			
			管内	2.6		
			FEP			
低圧ケーブル	600V	4	P&D		歩掛による	下水道用設計標準歩掛表 600V架橋ポリエチレンケーブル 2.0mm (3.5mm ²) 以下 2心 補完率：0.1
			RACK			
			管内	4		
			FEP			
電線管類	G 22mm	12.1	露出	12.1	歩掛による	下水道用設計標準歩掛表 厚鋼 22 補完率：0.1
			埋設			
電線管類	G 28mm	6.8	露出	6.8	歩掛による	下水道用設計標準歩掛表 厚鋼 28 補完率：0.1
			埋設			
電線管類	VE 16mm	3.2	露出	1.2	歩掛による	下水道用設計標準歩掛表 硬質ビニル電線管 16 補完率：0.1
			埋設	2		
電線管類	FEP 30mm	19.8	露出		歩掛による	下水道用設計標準歩掛表 波付硬質合成樹脂管 30mm 補完率：0.1
			埋設	19.8		

労務費（電気）数量根拠資料（4／4）

・材料（その他）

[illegible]

別表 撮影箇所一覧表

開削編

工 種	種 別	写 真 管 理 項 目			摘 要
		撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮影及び提出頻度	
着手前		全景又は代表部分撮影	着手前	各マンホールごと	
完成		全景又は代表部分撮影	完成後	各マンホールごと	
安全管理		各種標識類の設置状況	設置後	各種類ごとに1回	
		各種保安施設の設置状況	設置後	各種類ごとに1回	
		監視員交通整理状況	作業中	各1回	
		安全訓練等の実施状況	実施中	実施ごとに1回	
現場事務所		設置状況	設置後	事務所ごと	
	トイレ	設置状況	設置後	事務所ごと	
	掲示看板類	全景、接写	設置後	事務所ごと	
使用材料	マンホール・鉄蓋	形状寸法	使用前	各品目ごとに1回	
	本管・取付管	形状寸法	使用前	各品目ごとに1回	
	公共汚水枳	形状寸法	使用前	各品目ごとに1回	
	内・外副管	形状寸法	使用前	各品目ごとに1回	
	可とう継手	形状寸法	使用前	各品目ごとに1回	
使用機械		使用機械規格	使用前	使用機械ごと	
		排出ガス対策型	使用前	使用機械ごと	
		低騒音型	使用前	使用機械ごと	
試掘		地下埋設状況	掘削後	1施工箇所に1回	
		土質試験用土砂採取状況	掘削後	監督員が指示した箇所	
仮設工	管路土留工	使用材料の形状寸法	施工前	マンホール間ごとに1回	
		仮設状況全景（背面隙間なし）	施工中	マンホール間ごとに1回	
		建込状況	施工中	マンホール間ごとに1回	
		矢板根入れ・切梁腹越し間隔位置	施工後	マンホール間ごとに1回	
		マンホール部の土留め	施工後	マンホールごとに1回	
		引抜状況	施工中	マンホール間ごとに1回	
管布設工	舗装版切断	舗装版切断状況	施工中	マンホール間ごとに1回	
	舗装版取壊し	舗装版取壊し状況	施工中	マンホール間ごとに1回	
	掘削	掘削状況	施工中	マンホール間ごとに1回	
	床付け	床付け・転圧状況	施工中	マンホール間ごとに1回	
		深さ・幅	掘削後	マンホール間ごとに1回	
	基礎砂	敷均し・転圧状況	施工中	マンホール間ごとに1回	
		厚さ・幅	施工後	マンホール間ごとに1回	
	管布設	布設状況	施工中	マンホール間ごとに1回	
	保護砂	敷均し・転圧状況	施工中	マンホール間ごとに1回	
		厚さ・幅	施工後	マンホール間ごとに1回	
	埋戻し	埋戻し状況	施工中	マンホール間ごとに1回	巻出し厚を撮影し各層の転圧状況が確認できること。
	仮復旧 下層路盤工	敷均し・敷均し厚さ・転圧状況	施工中	マンホール間ごとに1回	
		整正状況・厚さ・幅	整正後	マンホール間ごとに1回	
	仮復旧 上層路盤工	敷均し・敷均し厚さ・転圧状況	施工中	マンホール間ごとに1回	
		整正状況・厚さ・幅	整正後	マンホール間ごとに1回	
	仮復旧 表層工	敷均し・敷均し厚さ・転圧状況	施工中	マンホール間ごとに1回	
		整正状況・厚さ・幅	整正後	マンホール間ごとに1回	
	残土処分	残土積込み・搬出状況	施工中	マンホール間ごとに1回	
	ガラ処分	ガラ積込み・搬出状況	施工中	マンホール間ごとに1回	

工 種	種 別	写 真 管 理 項 目			摘 要
		撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮影及び提出頻度	
マンホール設置工	掘削	掘削状況	施工中	マンホールごとに1回	
		床付け	施工中	マンホールごとに1回	
		深さ・幅	掘削後	マンホールごとに1回	
		基礎砕石	敷均し・転圧状況	施工中	マンホールごとに1回
		厚さ・幅	施工後	マンホールごとに1回	
	マンホール設置	据付状況	施工中	マンホールごとに1回	
	可とう継手設置	バンド締付け状況	施工中	マンホールごとに1回	
	鉄蓋設置	設置状況	施工中	マンホールごとに1回	
	埋戻し	埋戻し状況	施工中	マンホールごとに1回	巻出し厚を撮影し各層の転圧状況が確認できること。
	仮復旧 下層路盤工	敷均し・敷均し厚さ・転圧状況	施工中	マンホールごとに1回	
		整正状況・厚さ・幅	整正後	マンホールごとに1回	
	仮復旧 上層路盤工	敷均し・敷均し厚さ・転圧状況	施工中	マンホールごとに1回	
		整正状況・厚さ・幅	整正後	マンホールごとに1回	
	仮復旧 表層工	敷均し・敷均し厚さ・転圧状況	施工中	マンホールごとに1回	
		整正状況・厚さ・幅	整正後	マンホールごとに1回	
	インバート工	仕上げ状況	施工中	マンホールごとに1回	
副管設置工	基礎砕石	敷均し・転圧状況	施工中	1施工箇所に1回	
		厚さ・幅	施工後	1施工箇所に1回	
	管布設	布設状況	施工中	1施工箇所に1回	
	型枠工	形状寸法	施工後	1施工箇所に1回	
	コンクリート工	打設・締固め状況	施工中	1施工箇所に1回	
取付管工	舗装版切断	舗装版切断状況	施工中	10軒に1箇所	
	舗装版取壊し	舗装版取壊し状況	施工中	10軒に1箇所	
	掘削	掘削状況	施工中	10軒に1箇所	
	床付け	床付け・転圧状況	施工中	10軒に1箇所	
	基礎砂	敷均し・転圧状況	施工中	10軒に1箇所	
		厚さ・幅	施工後	10軒に1箇所	
	管布設	布設状況	施工中	10軒に1箇所	
		土被り・延長	施工後	全施工箇所	
	保護砂	敷均し・転圧状況	施工中	10軒に1箇所	
		厚さ・幅	施工後	10軒に1箇所	
	埋戻し	埋戻し状況	施工中	10軒に1箇所	巻出し厚を撮影し各層の転圧状況が確認できること。
	仮復旧 下層路盤工	敷均し・敷均し厚さ・転圧状況	施工中	10軒に1箇所	
		整正状況・厚さ・幅	整正後	10軒に1箇所	
	仮復旧 上層路盤工	敷均し・敷均し厚さ・転圧状況	施工中	10軒に1箇所	
		整正状況・厚さ・幅	整正後	10軒に1箇所	
	仮復旧 表層工	敷均し・敷均し厚さ・転圧状況	施工中	10軒に1箇所	
		整正状況・厚さ・幅	整正後	10軒に1箇所	
	残土処分	残土積込み・搬出状況	施工中	10軒に1箇所	
	ガラ処分	ガラ積込み・搬出状況	施工中	10軒に1箇所	
汚水柵設置工	土間取壊し	取壊し状況	施工中	10軒に1箇所	
	掘削	掘削状況	施工中	10軒に1箇所	
	床付け	床付け・転圧状況	施工中	10軒に1箇所	
	汚水柵設置	設置状況	設置中	10軒に1箇所	
		柵深	設置後	全施工箇所	
	埋戻し	埋戻し状況	施工中	10軒に1箇所	
	土間復旧	施工状況	施工中	10軒に1箇所	

工 種	種 別	写 真 管 理 項 目			摘 要
		撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮影及び提出頻度	
舗装工	不陸整正 補足材なし	敷均し・転圧状況	施工中	100mに1回	
		整正状況	整正後	100mに1回	
	不陸整正 補足材あり	敷均し・敷均し厚さ・転圧状況	施工中	100mに1回	
		整正状況	施工後	100mに1回	
	基層工・表層工	敷均し・転圧状況	施工中	100mに1回	
		整正状況	整正後	100mに1回	
		タックコート・プライムコート	散布時	100mに1回	
		厚さ	整正後	100mに1回	下がり管理
	品質管理	到着温度・敷均し温度・初期転圧温度	施工中	1日4回	
		開放温度	施工後	施工日に1回	
		路盤密度（砂置換） A S コア ー	完成後	1000㎡に1回	
区画線工		施工状況	施工前後	施工日に1回	
付帯工	排水構造物工	施工状況	施工中	1施工箇所1回	
	既設マンホール仮閉塞工	地下水・工事用水等流出防止対策状況	施工中	1施工箇所1回	
残土・As殻	残土仮置場	使用状況	使用前・使用中・使用後	仮置場ごと	
Con殻処分	運搬工	搬出状況・搬出先状況	施工中	工種ごと	